

きもんべつ
気門別川水系河川整備基本方針

平成 30 年 1 月

北 海 道

気門別川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ..	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	6
(参考図) 気門別川水系流域概要図	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

気門別川は、北海道伊達市と有珠郡壮瞥町の境にある無名山（標高791m）付近にその源を発し、支川の志門気川、紋別川放水路を合流しながら、伊達市街地を南へ流下し、河口付近で紋別川と合流した後、太平洋（内浦湾）に注ぐ、流域面積47.9km²、幹川流路延長14.2kmの二級河川である。河川名の由来は、アイヌ語のキムン・ペツ「kim-un-pet 山・の（に入る）・川」の意と言われており、かつては上流部で合流する支川名が気門別（喜門別）であったが、後に本川の名として使われたと推察されている。

流域は、伊達市の1市で構成されており、土地利用は約74%が山地で占められているが、上流域の沿川や中流域は農地として利用されており、下流域に伊達市の中心市街地が形成されている。

伊達市は、地名のとおり、明治3年に仙台藩一門亙理領主の伊達邦成とその家臣達の集団移住で開拓した歴史を持ち、現在は病院、大型商業施設、福祉施設などの生活に必要な施設がコンパクトに集約されている。また、内浦湾に面しており、暖流の対馬海流の影響を受け、北海道内でも雪が少なく、四季を通じて気候が温暖なことから「北の湘南」と呼ばれている。

また、気門別川には多数の魚類が生息し、サクラマス（ヤマメ）、フクドジョウなどが確認されているほか、鳥類ではアオジ、シジュウカラなどの姿が見られる。

さらに、流域内には、JR室蘭本線、道央自動車道、国道37号などの重要施設が整備されている。

このようなことから、本水系は道南地方における治水・利水・環境上、重要な水系に位置付けられている。

流域の地形は、上流域は主に小起伏山地、山麓地が占め、沿川は主に扇状地性低地となっており、河口付近には三角州性低地が形成されている。

流域の地質は、上流域は新生代第四紀の洞爺軽石流堆積物である軽石・火山灰・火山岩塊及び火山礫などが広く分布し、中流域から下流域にかけては新生代第四紀の扇状地堆積層である砂・礫・シルト及び粘土などが分布している。また、河口は氾濫原堆積層である砂・礫及び粘土が分布している。

流域の気候は、伊達観測所における年平均降水量が約900mm（昭和56年から平成22年までの平均値）と北海道の平均降水量と比較して少なく、年平均気温は約8℃と北海道の平均気温と同程度である。

上流域は、水際まで深緑に覆われ、シラカンバーミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落、トドマツ植林などが広がり、沿川の一部は農地として利用されている。河畔林はケヤマハンノキ、ヤナギ類が生育し、河岸はクマイザサが繁茂している。

河床勾配は約1/50以上で、河床は主に粗礫、玉石で構成されている。早瀬や淵が連なり、河道屈曲部では大型の淵が発達している。

中流域は、農地として広く利用されており、河畔林は主にハルニレーヤチダモ群落、ヤナギ群落で形成されている。河畔林内では、ヒヨドリ、アオジなどの鳥類が見られるほか、湿地や水たまりなどにエゾサンショウウオの幼生が生息している。

河床勾配は約1/65で、河床は主に粗礫で構成されている。瀬や淵が連続するほか、落差工などの周辺には淵が発達している。

下流域は、市街地を貫流し、河岸にはクサヨシ群落、オオイタドリ群落などが見られ、河川沿いには市民によって植栽されたソメイヨシノ、エゾヤマザクラ、サトザクラなどの桜並木が見られる。鳥類では、ムクドリ、スズメなどの人家周辺に生息する種のほか、シジュウカラ、ツグミなども見られる。

河床勾配は約1/350～1/84で、河床は主に砂、礫で構成されている。サクラマス（ヤマメ）、フクドジョウなどが生息しており、秋にはサケが遡上する姿が見られる。

気門別川水系における治水については、昭和36年の出水を契機として、昭和36年から39年にかけてJR室蘭本線から約6kmの区間で一定計画による災害復旧工事が行われた。また、支川の紋別川についても一定計画による災害復旧工事が同時期に行われており、家屋が密集し河道を拡げることが困難な状況であったため、市街地の上流で気門別川に合流する放水路が整備された。しかし、整備水準が低く、昭和56年8月の台風15号により家屋浸水などの大きな被害が発生したほか、昭和57年10月の豪雨により浸水家屋14戸の被害が発生したことから、気門別川では平成5年より河口から約6kmの区間で改修工事を行っている。その後は洪水による浸水被害はないものの、伊達市の中心市街地を流れており、治水安全度の早期向上が課題となっている。

なお、本水系は過去において、高潮による被害は発生していないが、津波による浸水は平成23年3月東北地方太平洋沖地震時に気門別川支川紋別川で確認されている。

水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定はされていないが、平成24年から26年までの調査結果によると、河口から東関内橋までの約6km区間の2地点におけるBOD75%値は、^{ひがしせきない}AA類型に相当している。

河川水の利用については、農業用水として約10haの水田や畑に利用されているほか、伊達市の雑用水に利用されている。また、支川の紋別川は胆振管内のサケ・マス増殖河川に位置付けられており、サケの稚魚放流が行われている。河川空間の利用については、河川沿いの桜並木が桜の名所となっており、お花見や市民の憩いの場として親しまれているほか、散策路としても利用されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、水害の発生状況、治水の現状、河川の利用状況、周辺の土地利用状況及び河川環境の保全を考慮し、周辺地域の社会・経済情勢との調和や既存の利水施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、気門別川流域が持つ社会・経済的な重要度と道内の他河川とのバランスを図りつつ、堤防の新設及び河道の掘削により河積を増大させ、計画規模の洪水の安全な流下を図り、沿川地域の家屋や農地等を防御する。その際、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な河川環境の保全・創出に努める。

計画規模を上回るような洪水や整備途中の段階における施設能力以上の洪水に対しては、迅速な対応が可能となるよう、水防管理者等に対し河川情報等の確実な伝達やハザードマップ作成のための支援を行い、関係機関や住民と連携を図りながら洪水被害の軽減に努める。

また、河川周辺の土地利用状況等を踏まえ、防災等関係機関と連携を図りながら、必要に応じて、情報連絡体制等の検討や必要な施設整備等を行い、地震・津波・高潮被害の軽減に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、農業用水及び雑用水として利用されている現状を踏まえ、利水者等の関係機関との情報交換など連携を

図りながら、適正かつ合理的な利用が図られるよう努める。また、水量・水質の把握に努め、魚類等の生息する良好な水環境の保全が図られるように努める。

河川環境の整備と保全に関しては、サクラマス（ヤマメ）、フクドジョウ等在来種の魚類が生息していることから、河道の連続性や瀬・淵等の生息環境の保全に努める。また、魚類や鳥類にとって貴重な生息環境である河畔林についても極力保全に努めるなど、現在の豊かな水辺環境を踏まえ、水際から陸域までの横断的な連続性に配慮し、治水面との整合を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に努めるものとする。なお、在来の生態系への影響が懸念される外来種については、関係機関と連携し、必要に応じて対策に努める。

景観に関しては、流域の自然特性や社会特性等を踏まえ、下流域は沿川を散策する住民が眺望する桜並木の保全に努め、中流域はのどかな田園風景と河川とが総合的に融合・調和するよう親しみやすい川づくりに努める。なお、施設の整備にあたっては、時間の経過を考慮して、周辺の景観になじむよう配置、形態・材料・色彩等の選定を行い、その後のモニタリング調査に努める。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の総合的な観点から、必要な措置を講ずるなど、適切な実施に努める。なお、実施にあたっては、平常時及び洪水時における巡視、点検を行い、河川管理施設及び河道の状態を把握するとともに、周辺の土地利用状況を踏まえ、治水としての機能や環境への影響を考慮したうえで、河道内の樹木、堆積土砂や河川管理施設の適正な管理を行う。

また、地域と一体となった河川管理の構築に向けて、河川に関する情報を社会を構成する多様な主体と双方向で共有し、各々の適切な役割分担のもと、より一層の連携・協働の取組みを実施するとともに、環境教育への支援、河川愛護活動の推進に努める。

なお、以上の実施にあたっては、各分野の専門家や流域住民等の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

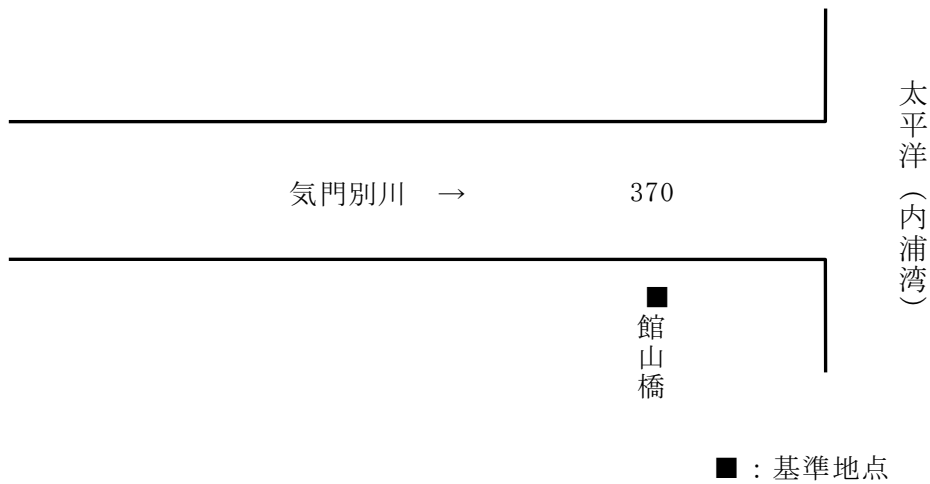
基本高水のピーク流量は、流域の規模や社会的経済的重要性、既往洪水等を考慮して、館山橋基準地点において $370\text{m}^3/\text{s}$ とし、全量を河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
気門別川	館山橋	370	—	370

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、館山橋基準地点において $370\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図 (単位： m^3/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

気門別川水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

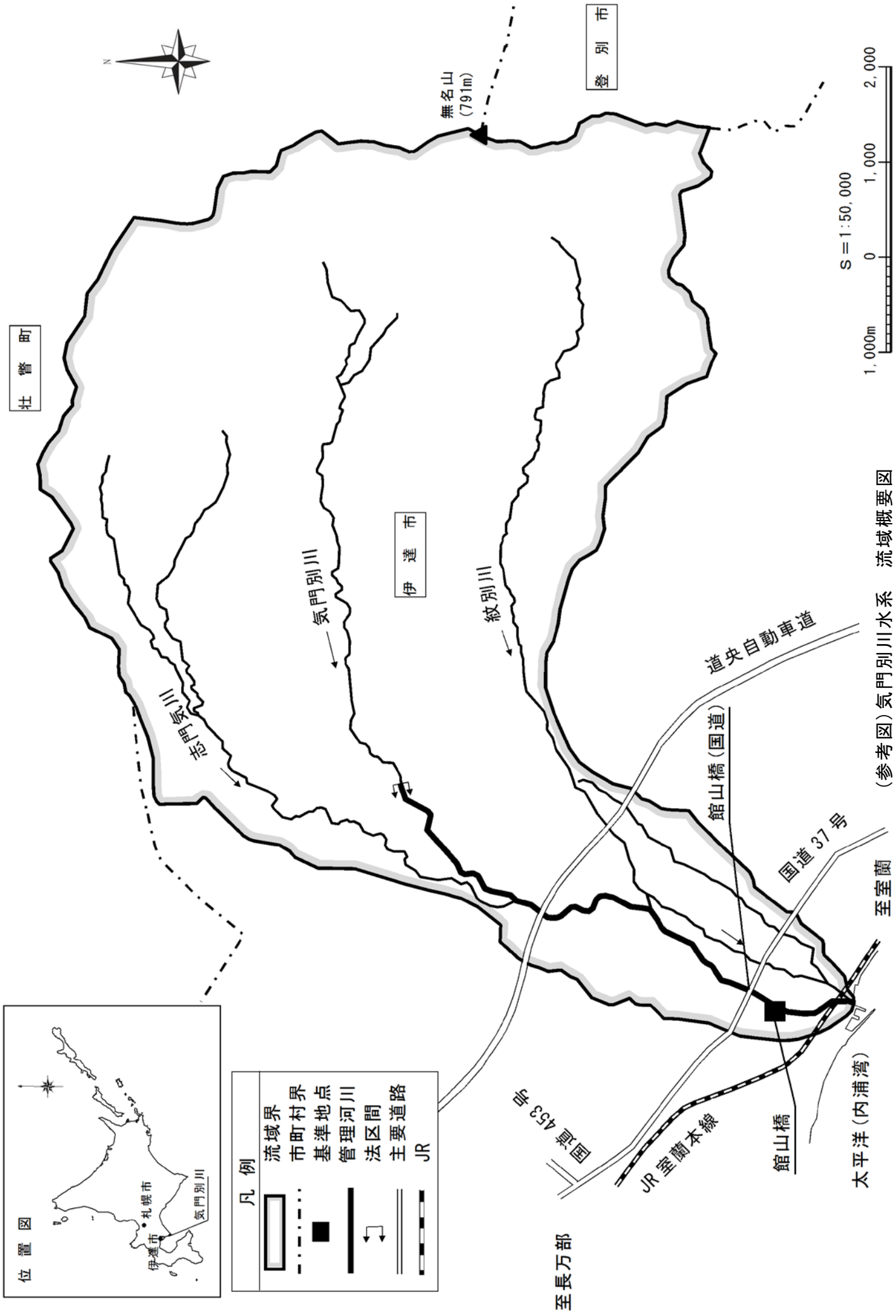
河川名	基準地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
気門別川	館山橋	0.84	5.06	31

T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

気門別川水系における既得水利権としては、農業用水として約0.03m³/s、雑用水として約0.03m³/sの許可水利があるが、渇水被害を生じた事例はない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の調査を行い、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し調査検討を行ったうえで定めるものとする。



(参考図) 気門別川水系 流域概要図